

急速な感染拡大に対応した保健所体制強化

2021.5.13

1 現状と課題

- ・ 一日あたり感染者数が 500 人に迫る急速な感染拡大により、必要な医療が届かない、かつてない危機的な状況に直面
- ・ 病床がひっ迫している中、入院等の必要性を速やかに判定したうえで、自宅療養も活用しながら、限られた医療資源を最大限生かす必要
- ・ 自宅療養中の体調変化を逃さず捉え、必要な医療につなげる健康観察がこれまで以上に重要
- ・ 市民の健康・生命を守ることに最大限注力する局面として、市役所全職員が一丸となって感染対策に取り組む

2 保健所体制強化の内容

- 一部業務の縮小などにより区役所をはじめ本庁、市税事務所から市職員を大幅動員
 - ・ 「(仮称) 新型コロナウイルス感染症対策室」を全区に新設し、区役所で陽性患者への疫学調査や自宅療養者の健康観察などを実施
(増員による影響: 窓口数の減、乳幼児健診の停止、地域の交流事業の延期 など)
 - ・ 応援人員を確保し、保健所における PCR 検査やクラスター調査などの体制増強
- ※今後の感染拡大に備え、最大で現状の約3倍(約350人⇒約1,000人規模)に増員

3 接触機会の低減にかかる率先行動

- 感染対策を含めた、日常生活の維持に欠かせない仕事を除き、時差出勤やテレワークなどを活用した接触機会の低減について、一層の徹底を図る
(目標: 出勤者数の7割削減)

《市民の皆さまへのお願い》(5/17~31)

- ・ これまで以上の規模で職員が感染対策業務に従事するため、市役所、や区役所、市税事務所における対応職員が少なくなり、対応にお時間をいただく場面が多くなる
- ・ 人の流れをもう一段抑制するためにも、可能な限り来庁によらない手続き等を活用するなど、市役所及び区役所、市税事務所への不急の来庁はお控えいただきたい
※電話による相談、郵送による各種申請・請求 など

「出勤者数の7割削減」に向けた市独自の取組みについて

1 札幌商工会議所会頭への市長からの要請

(1) 実施時期

令和3年(2021年)5月14日(金) 14時30分から15時00分

(2) 実施内容

懇談の場を設定し、市長から会頭に直接要請を行う。

(3) 要請内容

- 出勤者数の7割削減を目指すため、接触機会の低減についての取組を徹底(テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務、臨時休業・営業時間の短縮など)(協力依頼)
- 業種別ガイドラインを遵守(特措法第24条第9項)
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検を実施(特措法第24条第9項)
- 従業員に対する就業上の配慮(協力依頼)

(4) 特記事項

要請にあたっては報道機関に投げ込みし、取材対応を行う。

2 テレワーク補助金の補助事業者あて協力依頼

(1) 実施時期

1と同様

(2) 実施内容

令和2年度市テレワーク等導入補助金を活用し、テレワーク環境を整備した697社に対し、市長名での要請文を発出。

(3) 要請内容・要請期間

1と同様

【参考】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

緊急事態宣言時

4) 職場への出勤等(働きかけ)

- ③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

※下線部が5月7日に変更